

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から54年3月まで

昭和52年7月に勤務していた会社を退職後、A市に戻り、実家の店を手伝いながら、仕事を探していた。時期は分からないが、母が国民年金の加入手続きを行い、60年10月に結婚するまでは、母が、両親の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれており、両親の申立期間に係る記録だけ納付済みとなっていることは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚するまでは、母が、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。」としているところ、その両親の記録は、昭和37年度以降、60歳到達後の任意加入を含めて納付済みとなっており、そのうち、51年度から57年度までは前納となっていることを踏まえると、申立人の母親は、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとするその母親は、「息子は、A市に戻った後、しばらく就職活動をしていたこともあり、国民年金の加入手続きが遅れた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による同番号の前後の払出し及び納付状況から、昭和55年1月から同年4月までの間に払い出されたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの期間について、申立人の母親は、「息子の国民年金の加入手続き後に、遅れた分の保険料について督促状のようなものが送られてきたので、まとめて納付した。」としているところ、申立人に係る特殊台帳によると、昭和52年度及び53年度の摘要欄に「55/4納奨」と記載されており、昭和55年4月時点で納付可能な53年1月

から54年3月までの過年度納付書が発行されたものと考えられる上、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、申立人の母親が当該過年度納付書により保険料を納付したとしても特段の不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、昭和52年7月から同年12月までの期間について、前述の過年度納付書が発行された55年4月時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川厚年年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年5月29日から43年3月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は42年5月29日、同資格喪失日は43年3月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月頃から44年6月頃まで

私は、申立期間頃にA社に勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、同社における私の年金記録が取り消されている。

A社で、同種の業務に従事していた同僚に年金記録があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年5月29日から43年3月1日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険の記録は、資格取得日の訂正（昭和42年5月29日から同年6月1日に訂正）後の42年9月12日に資格取得取消処理が行われており、同社が加入していたB健康保険組合における申立人の加入記録についても同様の処理が行われていることが確認できるものの、当該厚生年金保険の記録については、資格取得取消処理が行われた後の43年3月1日に資格を喪失した旨の記載がされていることが確認できる。

また、申立人は、「A社における勤務期間は、はっきりとは覚えていないが、同社の同僚の少し前に入社し、同じ頃に退社した。」と主張しているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録と申立人に係る同社の事業所別被保険者名簿における資格取得日訂正及び資格取得取消処理が行われる前の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の主張と一致する上、他の同僚も「申立人は、前述の同僚とほぼ同じ時期に入社し、同じ頃に退社したと思う。」と供述して

いることから判断すると、申立人が昭和42年5月29日から43年3月1日までの期間、同社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人及び同僚の供述から、A社の本社事務所における事務員は申立人を含む3人であったと考えられるところ、申立人を除く2人は、「同社に入社してから退社するまでの期間と厚生年金保険の記録は一致している。」旨の供述をしている上、当該同僚のうち1人は、「申立人は正社員で、業務内容や勤務時間、勤務日数は私と同じで変わりは無かった。」と供述している。

加えて、申立期間当時のA社の経理事務担当者は、「本社事務所には正社員しかおらず、正社員は、全て厚生年金保険に加入しており、勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の対象から除くことは無いと思う。」と供述している上、他の複数の同僚も「厚生年金保険には強制的に加入しており、勤務期間と厚生年金保険の記録は一致している。」旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る資格取得日訂正及び資格取得取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所（当時）において、事実と反する処理が行われたことが認められることから、資格取得日訂正及び資格取得取消処理は有効な記録訂正とは認められず、申立人の資格取得日は、昭和42年5月29日、資格喪失日は43年3月1日であったものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の取消処理前の標準報酬月額から、3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和42年4月頃から同年5月29日までの期間及び43年3月1日から44年6月頃までの期間については、A社の同僚から、申立人の勤務に関する供述を得ることができない上、同社は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、当該期間に係る申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、当該期間における申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川国民年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から44年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

申立期間①及び②について、私の国民年金への加入手続は、亡父がしてくれた。その父から、「お前の国民年金には、20歳の時から漏れなく保険料を納付しているから。」と聞かされていた。また、私が30歳で自営業を始めるまでは、父が保険料を納付していたはずである。3歳上の姉の保険料だけ納付して、私の分を納付しないはずがない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和48年5月に払い出されたものと推認できることから、申立人の父親はこの頃申立人の国民年金の加入手続を行い、46年1月に遡って被保険者資格を取得したものと考えられるところ、この時点において、申立期間①は、任意加入対象期間（学生）であるため、制度上、遡って国民年金に加入できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人に係る特殊台帳により、申立期間②直後の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料を同年5月に一括で過年度納付していることが確認できるところ、この時点で、申立期間②は、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付

状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 49 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 1 月 1 日に従兄弟の紹介で A 社に入社し、49 年に退職するまでの間、B 業務を担当していたが、私より先に入社し、私と同様の業務を担当していた従兄弟は、同社での厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私には同被保険者記録が無いことが納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が、「申立人が、同社で勤務していたことを知っている。」旨供述していることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、A 社において、自身と同様に C 部門に在籍し、B 業務員であったとして名前を挙げた 6 人のうち 2 人は、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できない上、申立期間当時、管理部門に在籍していた同僚は、「個々には覚えていないが、B 業務員には、正社員と委託契約社員がいた。」と供述していることから、B 業務員は、雇用形態によって厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていた可能性がうかがえる。

また、A 社の同僚の供述から、同社において、申立人と同様に B 業務員であったとし、かつ厚生年金保険被保険者であった 5 人には、同被保険者であった期間とほぼ合致する雇用保険被保険者の記録が確認できるが、申立人は、申立期間において、同被保険者であったことが確認できない。

さらに、A 社は既に解散している上、事業主及び申立人の従兄弟に照会したものの、回答を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 7 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

申立期間①のA事業所（現在は、B社）では、CとDの両方の仕事をし、給与額として1万5,000円を支払うという条件で入社し、退職するまで給与額が下がったことはなかった。

その後、再び申立期間②においてA事業所で勤務し、その時はDだけを担当していたが、給与額は以前と同様に1万5,000円であった。

申立期間③のE社F事務所では、毎月の給与として12万円から13万円が支給され、昭和52年秋から53年春にかけての半年間は、家を建てるための頭金として、その中から毎月10万円を財形貯蓄分として天引きされていたのに、標準報酬月額の記録は10万円に満たない金額となっている。

全ての申立期間において、標準報酬月額の記録が著しく低額となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②について、「給与額として1万5,000円を支払うという条件で入社し、退職するまで給与額が下がったことはなかった。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当社は、A事業所の後継会社であるが、同事業所の人事関係等に関する資料までは引き継いでいないため、申立期間①及び②について、申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額等は確認できない。」旨回答している上、同事業所において申立期間①又は②に、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が5人確認できるものの、死亡又は病气療養中のため申立人に係る報酬月額及び同事業所における厚生年金保険料の控除額等について供述を得ることができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

なお、上記原票において、申立人が申立期間①に、傷病手当金を2回受給している記録が確認でき、同金額について検証を行ったところ、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合う額と一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「E社F事務所では、12万円から13万円の給与額を受け取っていた。昭和52年の秋から53年春までの半年間は家を建てるための頭金として、会社の財形貯蓄により、毎月の給与額から10万円が天引きされていた。」と主張している。

しかしながら、E社本社から提出された申立人に係る人事関係の資料により、申立期間③における申立人の本給と職務手当の合計金額及び年俸金は月額6万円から10万円までの間で推移していることが確認できる上、当時の社会保険事務担当者は、「E社は、毎年適正に定時決定を行っていた。G担当の申立人の給与は、一般女子事務員より少なく、給与額が常に10万円を超えていたとは考えにくい。」旨供述している。

また、E社本社は、「当社に残っている資料は、上記人事関係の資料だけであり、申立人の報酬月額や厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答していることから、申立期間③に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、複数の同僚は、自身が記憶している報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額は一致していると供述している。

加えて、E社F事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

なお、上記原票において、申立人が資格喪失後の継続給付として傷病手当金を2回受給している記録が確認でき、同金額について検証を行ったところ、いずれも申立期間③のオンライン記録で確認できる申立人の資格喪失時における標準報酬月額に見合う額と一致している。

このほか、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。